平成２５年（フ）第１１１号
高知県香南市赤岡町184番地40
債務者　松本　雅代
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４２号
大津市里１丁目１番22号、前住所兵庫県西宮市深谷町10番22号
債務者　若吉　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　建志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２８４号
奈良県桜井市朝倉台東７丁目596番地の59
債務者　逸﨑　廸彦
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９号
埼玉県新座市新堀１丁目７番５号　ウォーターパーク塚本Ｅ―Ⅱ号室、旧住所埼玉県越谷市大沢３丁目29番19号　ライオンズマンション北越谷第３―409
債務者　中沢　泰雄
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
京都府綾部市位田町田岸90番地
債務者　大槻　幸記
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
愛知県岡崎市鴨田町字北魂場77番地15
債務者　新屋雄一郎
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永谷　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番55―308号、前住所大阪府吹田市朝日が丘町６番５号
債務者　山岡　清一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７１号
大阪府富田林市寺池台１丁目２番204―203号
債務者　ＹＵ―ＫＩこと　大津　浩伸
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県姶良郡湧水町恒次862番地
債務者　石作　　幸
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
埼玉県川口市大字安行慈林1014番地の８
債務者　長澤　　慶
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
福井県鯖江市神明町２丁目１番10号
債務者　久嶋　康男
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３９号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目807番地　シルク弐番館301号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原303号
債務者　石井　政範
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４０号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目807番地　シルク弐番館301号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原303号
債務者　石井　孔美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３号
北海道旭川市大町２条５丁目21番地の59　西野ハイツ201
債務者　野本　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
長崎県諫早市高来町船津173番地１
債務者　吉野ひろみ
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　清隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
長崎県諫早市久山台78番地11、前住所長崎県西彼杵郡多良見町化屋名20番地21
債務者　松本宏一郎
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番43号
債務者　滝田真一郎こと　滝田眞一郎
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　真弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係